

○公職選挙法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

第百九条の三 削除

（選挙運動のために使用できる自動車）

第百九条の三 法第四十一条第六項に規定する政令で定める乗用の自動車は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙 次に掲げるもの

イ 乗車定員十人以下の乗用自動車でロ又はハに該当するもの以外のもの（二輪自動車（側車付のものを含む。次項において同じ。）以外の自動車については、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開放できるものを除く。）

ロ 乗車定員四人以上十人以下の小型自動車（上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開放できるものを除く。）

ハ 四輪駆動式の自動車で車両重量二トン以下のもの（上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているものを除く。）

二 町村の議会の議員又は長の選挙 前号に定めるもの（小型貨物自動車を除く。）

2 前項第一号の規定の適用については、同号に規定する自動車（二輪自動車を除く。）で上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放できるものを、その上面、側面又は後面の全部又は一部（側面又は後面にある窓を除く。）を走行中開いて使用している場合は、当該自動車は、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているものとみなす。